



ライオンズクラブ国際協会

336-A 地区



諸規定集

2024~2025年度

目次

No.1 地区ガバナー候補者並びに副地区ガバナー候補者の推薦手続き規則	P2~P5
No.2 336-A地区特別資金積立金会計に関する内規	P6
No.3 336-A地区緊急援助引当金規定	P7~P8
No.4 臓器・角膜提供者(ドナー)に対するキャビネットの対応	P9
No.5 地区ガバナー覚書(336-A地区)	P10~P12
No.6 慶弔規定	P13
No.7 旅費・宿泊規定	P14
No.8 地区キャビネット構成員(MD会則17条)及び 委員(18条)の活動費配布方法	P15
No.9 役員活動費及び諸会議分担について	P16
No.10 地区ガバナー立候補者届出規則(別紙1・別紙2)	P17
No.11 地区名誉顧問会内規	P18
No.12 国際理事・ガバナー協議会議長及び 地区ガバナー立候補予定者推薦・選挙管理委員会規約	P19
No.13 次年度キャビネット開設に伴う貸付金に関する規定	P20
No.14 複合分割検討委員会規約	P21
別紙1 地区ガバナー(第1・第2副地区ガバナー)立候補届出書	P22
別紙2 地区ガバナー候補者推薦状	P23

No.1

地区ガバナー候補者並びに副地区ガバナー候補者の推薦手続き規則

ライオンズクラブ国際協会336-A地区の次期地区ガバナー候補者と第1及び第2副地区ガバナー候補者の推薦にあたっては、複合地区会則第15条により地区キャビネット会議でそれぞれの推薦候補者について、従来からのローテーションにより選出するリジョンが決定された後に、該当リジョンにおいて以下に定める事項に従い、円滑に推薦候補の選出を行う事を目的とする。

第1章 推 薦 委 員 会

1. 名 称

本組織の名称を地区ガバナー候補者並びに副地区ガバナー候補者推薦委員会(以下推薦委員会)とする。

2. 目 的

地区大会の場において地区ガバナー並びに第1及び第2副地区ガバナーが円滑に選出されるため定員数の候補者を推薦することを目的とする。

3. 構 成

推薦委員会は選出リジョン内の元国際会長、元国際理事、元ガバナー及び当年度のリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長をもって構成する。

4. 推薦要望書の提出

本推薦委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる地区年次大会と同一年度の8月15日までに、推薦要望書をクラブ会長経由で推薦委員会に提出しなければならない。

5. 推荐委員会

(1) 推荐を希望する候補者がある場合、推薦委員会は選挙の行われる地区年次大会と同一年度の8月20日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時、場所で会合を開き、委員長を互選する。

(2) 推荐委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき開催することができる。

(3) 推荐委員会は推荐を希望する候補者が国際会則付則第9条4項、第9条6項(b)(c)に定める有資格者であることを確認する。

6. 推荐委員会による調停

推薦委員会は推荐希望者が定員数以上に亘る場合は、同一年度の9月20日までに推荐希望者が定員数となるように調停による円滑な解決を図る。

7. 推 薦 人

推薦人は推薦委員会構成員の外に、9月1日現在の地区キャビネットの記録に基づき、該当リジョンの各クラブ会員30名につき、及びその過半数以上の端数につき1名、30名未満のクラブは1名をクラブで正式に送出した推薦人として加える。

推薦人はいずれも本人の意志に基づいて投票する権限をもつ。

8. 推薦人による推薦

- (1) 調停によって推薦希望者を定員数にまとめることができない場合は、推薦委員会は10月5日までにすべての推薦希望者の氏名、履歴などを公平に公表し、10月15日までに推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推荐投票は無記名によるものとし、最高得票者をもって推薦委員会の推薦候補者とする。
- (3) 推荐候補者が死亡した場合及びこれに類する緊急を要する場合は、次位得票者を持って推薦候補者とする。

第2章 推 薦 投 票 管 理 委 員 会

1. 名 称

本組織の名称を推薦投票管理委員会(以下管理委員会)とする。

2. 目 的

推薦投票を行うにあたり、公正な投票運営と管理を行うことを目的とする。

3. 構 成

管理要員会は、推薦委員長の指名により選出リジョンの前年度に任務を終わったリジョン内の地区役員・委員をもって構成する。

4. 管理委員会

- (1) 推荐委員会が候補を推薦投票により選出することを決定した場合は、9月20日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時場所で管理委員会を開き委員長を互選する。
- (2) 管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき開催することができる。
- (3) 管理委員会は推薦投票人名簿を作成し推薦投票人全員に通知する。
但し、管理委員は推薦投票人になる事は出来ない。
- (4) 管理委員会で決定した推薦投票の日時、場所を告知すると同時に下記事項を行う。
 - イ. 委員長より調停の経過報告
 - ロ. 推荐希望者より所信表明文配布
 - ハ. 推荐投票方法と開票日の発表
- (5) 推荐投票の順序
 - ①推薦希望者の紹介、スピーチ及び投票用紙の記載順序は予め、推薦希望者またはその代理人の抽選により定める。
 - ②管理委員長は推薦希望者を会場において紹介する。
 - ③紹介を受けた推荐希望者はそれぞれ5分間以内のスピーチを行うことが出来る。

- ④投票権は出席した推薦投票人(以下投票人)に限るものとする。
- ⑤推薦投票用紙は登録の際、投票用紙交付所において管理委員会より交付を受けるものとする。この際投票人名簿と投票用紙に管理委員会の割印を押してこれを交付する。
- ⑥推薦投票用紙には各候補者の氏名及びその上に記入欄を印刷したものを用いる。
- ⑦推薦投票の表示は自己の投票しようとする立候補者の内、名のみ氏名の上の記入欄に○印を記入するものとし、無記名投票による。
- ⑧ 委員会は所定の選挙時間終了後直ちに投票箱を開票所に集結し開票を行う。
- ⑨ 開票立会人 推薦投票の開票に当たっては、推薦希望者が所属するクラブより3名の立会人を立ち会わせることが出来る。但し推薦人は立会人となることは出来ない。
- ⑩次の投票は無効とする。
- イ. 所定の推薦用紙以外の推薦用紙を用いたもの。
 - ロ. 指定の記入欄以外に記号を記入したもの。
 - ハ. ○印以外の記号を記入したもの。
- ニ. 複数の立候補者に記入したもの。
 - ホ. 記号の記入のないもの。
 - ヘ. 他事記入のもの。

⑪開票中は「委員会」及び「委員長」が認めた要員の外は、開票所に立ち入ることは出来ない。

⑫管理委員長は開票終了後直ちに自己及び開票立会人の署名した開票結果報告書を作成の上、推薦委員長に報告する。

(6) 推薦の決定

推薦希望者が複数の場合は、最高得票を得たものを地区ガバナー並びに副地区ガバナー候補者として推薦する。

第3章 地区ガバナーへの届出及び諸経費

1. リジョンにおいて定員数の推薦候補者が決定次第、速やかに推薦要員長及び管理委員長連名で、地区ガバナーに次期地区ガバナー並びに第1及び第2副地区ガバナー推薦候補者を所定の様式により届け出を行う。
2. 推荐候補者のうちガバナー候補者が立候補届け出の際は、地区幹事、地区会計予定者も同時に届け出るものとする。但し、副地区ガバナー立候補者はその必要がない。
3. 推荐委員会並びに管理委員会に要した経費のうち、事務経費については、5万円を限度として地区キャビネットが負担し、会合のための会食、会場費などは参加者より徴収する。
4. この規則の改正はキャビネット会議の議決後、地区年次大会代議員総会の議決を経て決議される。

第4章 補 則

1. 第1及び第2副地区ガバナーが任期の途中で空席となった場合は、ライオンズ必携最新版、複合地区会則第15条4(2)により補充するが、原則として空席前と同一リジョンにより補充することとする。
2. ローテーションによる選出リジョンは、毎年度第4回地区キャビネット会議で確認し、次期地区キャビネットへ申し送る。
その際、次期の次の年度の候補者の選出困難なリジョンは、リジョン・チェアパーソンより地区ガバナーに申し入れ、次のリジョンが繰り上がりのローテーション表の改訂を行うこととする。
3. 上記ローテーション確認に支障をきたさないように、該当リジョン・チェアパーソンは、早めにリジョン会議を開催し、候補の人選に当たる。

1994年5月29日 制定
1995年3月12日 改定
2001年3月11日 改定
2003年5月11日 改定
2005年7月10日 改定
2006年2月19日 改定
2010年7月25日 改定
2014年7月20日 改定

No.2

336-A地区特別資金積立金会計に関する内規

1. 目的

地区発展のための特別施設の整備及び特別な運営を必要とする場合の資金積み立てのため、地区特別資金積立金会計(以下積立金会計という)を設ける。

2. 資金の積立

1991~1992年度の地区剰余金8,633,373円を基金とし、以後毎年後の地区一般会計の決算において、次期繰越金が250万を越える場合、その超える額を積立金会計に繰り入れる。また積立金から生ずる利息は全て積立金会計に繰り入れることとする。

3. 管理運営

積立金会計の管理運営に当たるため特別資金積立金会計管理委員会を設ける。

- (1) 委員会は地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー、地区名誉顧問、キャビネット幹事・会計を以て構成する。
委員長は地区ガバナー、副委員長には前地区ガバナーが当たる。
- (2) 委員会は委員長の招集により、年度初めに開催する他、委員長が必要と認めた場合、または委員の3分の1の要請があった場合に開催する。
- (3) 委員会は積立金が適確に管理運営されていることを確認すると共に、使途についても協議する。
委員会の協議結果はキャビネット会議に報告する。
- (4) 委員会の定数は2分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の賛成を得て成立する。
- (5) 委員会に必要な経費は地区一般会計による。

4. 監査

積立金会計は他の地区諸会計と同様に、地区監査委員の監査を受け、地区年次大会において報告する。

5. その他

- (1) 地区分割の際は、積立金の金額を地区分割時の会員数により比例配分する。
- (2) 各年度の第1回地区特別資金積立金会計管理委員会は3の(2)にかかわらず第2回地区名誉顧問会の開催の日に行う。
- (3) この内規の改廃は、地区特別資金積立金会計管理委員会において決議し、キャビネット会議に報告する。

1993年 5月29日	第4回キャビネット会議	改 定
1995年 7月23日	第1回キャビネット会議	改 定
2001年 3月11日	第3回キャビネット会議	改 定
2001年11月11日	第2回キャビネット会議	改 定
2005年 7月10日	第1回キャビネット会議	改 定
2006年 2月19日	第1回キャビネット会議	改 定
2010年 7月25日	第1回キャビネット会議	改 定

No.3

336-A地区緊急援助引当金規定

第1条(目的)

この規定は、国内外に発生した災害に対して支援を行うためのライオンズクラブ国際協会336-A地区(以下「地区」という)緊急援助引当金(以下「引当金」という)の適正な管理および運用を図るため必要な事項を定めるものある。

第2条(緊急援助引当金管理委員会の設置)

基金を管理運営するため地区に緊急援助引当金管理委員会(以下「委員会」という)を設置する。

第3条(委員会の構成)

1 委員会は、次の者をもって構成する。

(1)委員長 地区ガバナー

(2)副委員長 第1副地区ガバナー、

第2副地区ガバナー

(3)委員 キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョンチェアパーソン

2 委員長が不在又は事故あるときは副委員長が代行する。

第4条(緊急援助引当金)

(1)引当金は委員長が預金口座を設け保管する。

(2)引当金の積立基準額は金10,000,000円とする。

(3)年度期首に引当金が金10,000,000円に達していない場合にはその年度期中に積立基準額に達するまで会員より徴収する。

(4)その年度に退会者があっても緊急援助引当金は払戻しをしない。

(5)期末に積立基準額に足らざることが予測できる場合には不足額の徴収について委員会及びキャビネット会議の議決を経た後、地区年次大会代議員総会で承認を得て、不足相当額の拠出要請を決定することが出来る。

(6)利息は緊急援助引当金に繰り入れる。

(8)地区が主催するアクティビティ、行事などの剰余金は、委員会で繰り入れの決議をした後、キャビネット会議の承認を得て緊急援助引当金に繰り入れることができる。

第5条(会議)

(1)定例委員会は1回とし、第2回キャビネット会議の直前、又は直後に開かれる。

(2)委員の任期は次の年度の定例委員会の前日までとする。

第6条(引当金の運用)

(1)災害発生地のクラブは災害の状況を速やかにガバナー(緊急援助引当金管理委員会)に報告する。

(2)援助となる災害は災害救助法に基づく国の救助対象となる災害およびこれに準じ

る国外の災害の中から決定する。

(3)これらの報告、又は他の地区よりの連絡等に基づき、委員長が援助の発案をし、委員会が援助の要否、援助額、援助の対象及び方法を決定する。

(4) 援助に当たっては委員の2／3以上の賛成を要する。賛否は緊急を要するときは電話・電子メール等によるものとし、あわせて文書で賛否を確認する。

(5)当該会計年度における援助の総額は緊急援助引当金の範囲内とする。

(6)緊急援助引当金が災害援助のために支出された時には委員会は速やかにその内容及び金額を地区内全クラブに通知する。

第7条(監査)

緊急援助引当金会計は地区会計監査委員の監査を受ける。

第8条(改正)

この規定の改廃はキャビネット会議の議決をもって行う。

1995年7月23日 制定

2002年3月10日 一部改正

2005年7月10日 一部改正

2006年2月19日 一部改正

2010年7月25日 一部改正

2013年7月21日 一部改正

2014年7月20日 一部改正

2022年4月24日 一部改正

No.4

臓器・角膜提供者(ドナー)に対するキャビネットの対応

崇高なる人類愛により臓器・角膜提供を志され、それを実施された方には感謝と尊敬の念を捧げ、地区キャビネットは下記の要領にしたがって対応するものとする。

1. 会員及び配偶者と同居の親族には、供花料(1万円)と感謝状を贈呈する。
2. 会員以外の方にも、供花料(1万円)感謝状を贈呈するが、この対応は、あくまで各クラブからの要請があったものに限る。

取扱い

- この対応は、クラブのアクティビティとして取り上げること。
従ってクラブ会長及び役員は、このニュースを速やかにキャビネットに連絡する。
- 供花料はクラブで一時立替の場合が生じるので、クラブ会長名で領収書をキャビネットまで送付すれば、折返し送金する。
この際、「会員か会員以外か」を明記すること。
なお、供花は地区ガバナー名で贈ること。
- 感謝状についても、日時のずれが生じることもあるので、クラブ会長又は役員が丁重に遺族に贈呈のこと。
- 感謝状の額縁はクラブが負担する。
- 感謝状はあらかじめゾーン・チェアパーソンに1枚ずつ年度初めに預けておく。
- その他不明の点は、キャビネット事務局に問い合わせること。

1994年7月24日 制定
1999年7月17日 一部改定
2001年3月11日 一部改定
2005年7月10日 一部改定

(文例)

感謝状

般

あなたはライオンズクラブ会員として崇高な奉仕である献眼をして目の見えない人に光明を与えて下さいました
あなたの支え通り献身的な行為は全ライオンズの範とすべきものであり次代に引継がれて大きく実っていくことを確信いたします
またあなたのご遺志をこころよろご承諾下さいましたご遺族の皆様に心から敬意を捧げます
私達は今後一層献眼推進運動に努力することをお誓い申し上げ感謝の申し述べます

年　月　日

ライオンズクラブ田原協会第361地区

ガバナー ○ ○

No.5

地区ガバナー覚書(336-A)

地区ガバナーの資格、任務については国際会則、複合地区会則に記載されているが、地区運営上、地区ガバナーの守るべき要件とは

1. 地区ガバナーは国際会則付則第9条4項の資格条件をそなえていること。その他の資格要件を付することはできない。
2. 地区ガバナーの任務としては
 - (a) 地区ガバナー就任時の国際大会及び任期中の東洋東南アジアフォーラムに必ず参加し、また任期終了時の国際大会に参加できること。
 - (b) 任期終了後も地区ガバナーのよき協力者として、地区リジョン内の諸行事に出席し助言や指導を行うこと。
 - (c) 任期終了後も新会員オリエンテーションのチームメンバーとして、(国際理事会方針書)新会員の指導、教育が義務づけられていることを実行できること。
新会員オリエンテーションのチームメンバーは元ガバナーの中よりリジョン毎にガバナーが任命する。
 - (d) 336-A地区と354-D地区(韓国ソウル市)とは地区間で友好親善締結を行っているので、双方の地区大会にガバナーを団長とする訪問団を送り国際交流を深めること。
3. 地区名誉顧問会議及び地区キャビネット会議の出席について
 - (a) 地区名誉顧問会議：地区名誉顧問会議長が地区名誉顧問全員に出席を要請する。
 - (b) 地区キャビネット会議：地区ガバナーは必要に応じ、オブザーバーを指名して出席を要請する。
4. 国際理事・ガバナー協議会議長・地区ガバナーは国際会則及び付則並びに複合地区会則に準拠して選出する。第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナーもこれに準ずるものとし、「国際理事・ガバナー協議会議長及び地区ガバナー立候補予定者 推薦・選挙管理委員会規約」に基づいて準備を進める。
5. 地区ガバナー候補選出について
2025-2026年度からローテーションは廃止するが、基本的にはリジョンを第一義的に考え、選出できない場合は県単位で選出をする。下記に示すとおりとする。

2008 -2009 年度	香川県 (5R)
2009 -2010 年度	徳島県 (8R)
2010 -2011 年度	愛媛県 (2R)
2011 - 2012 年度	愛媛県 (1R)
2012 -2013 年度	高知県 (7R)
2013 -2014 年度	香川県 (4R)
2014 -2015 年度	徳島県 (9R)
2015 -2016 年度	高知県 (6R) ※愛媛県(3R)辞退

2016 - 2017 年度	香川県 (5R)
2017 - 2018 年度	徳島県 (8R)
2018 - 2019 年度	愛媛県 (2R)
2019 - 2020 年度	愛媛県 (1R)
2020 - 2021 年度	高知県 (7R)
2021 - 2022 年度	香川県 (4R)
2022 - 2023 年度	徳島県 (9R)
2023 - 2024 年度	高知県 (6R) ※愛媛県(3R)辞退
2024 - 2025 年度	香川県 (5R)
<hr/>	
2025 - 2026 年度	徳島県 (8R・9R)
2026 - 2027 年度	愛媛県 (1R・2R・3R)
2027 - 2028 年度	高知県 (6R・7R)
2028 - 2029 年度	香川県 (4R・5R)
2029 - 2030 年度	徳島県 (8R・9R)
2030 - 2031 年度	愛媛県 (1R・2R・3R)

6. キャビネット幹事、キャビネット会計について

- (a) キャビネット幹事、会計は地区ガバナーが直接指名し任命権に基づいて任命するものである。
- (b) しかしながら地区運営にとって極めて重要な任務を負うので一定の資格基準(会則上の資格ではない)を地区として設けておくことが好ましい。
- (c) キャビネット幹事の資格は、①クラブ会長を半期以上と、クラブ理事会構成員を2年以上務め、②地区役員を務めた者が望ましい。
- (d) キャビネット会計の資格は336複合地区の統一見解のとおり、前項①及び地区役員を務めた者が望ましい。
- (e) 会則上キャビネット幹事・会計の資格がないのは、地区ガバナーの任命権を強く尊重したためと思われるが、その職責の重要性からキャビネット幹事・会計の資格区分を明確にする。

7. 地区役員、委員の資格について

- (a) リジョン・チェアパーソンの資格は、クラブ会長を半期以上とクラブ理事構成員を2年以上務めた者。
ゾーン・チェアパーソンまたは地区役員を務めた者が望ましい。
- (b) ゾーン・チェアパーソンの資格は、クラブ会長を半期以上とクラブ理事会構成員を2年以上務めた者。
ゾーンの情勢に詳しく地区役員または、委員を務めた者が望ましい。
- (c) 地区委員長の資格は、クラブ会長を半期以上とクラブ理事構成員2年以上務め、地区委員を務めた者。
なお、同一委員会の地区委員を務めた者が望ましい。
- (d) 地区委員の資格は、クラブ会長半期以上とクラブ理事構成員2年以上務めた者。

8. 地区役員・委員のリジョン推薦について

地区役員・委員のリジョン推薦名簿(様式別紙1)提出については、所属の名誉顧問又は地区ガバナーが要請する名誉顧問の確認署名を付して提出することが望ましい。

9. 本覚書の改定は、地区名誉顧問会議に諮り、地区キャビネット会議により決議される。

1994年 3月20日	制 定
1996年 7月20日	一部改定
1997年 1月 11日	一部改定
1998年 4月20日	一部改定
2001年 3月11日	一部改定
2001年11月 9日	一部改定
2003年 5月11日	一部改定
2006年11月12日	一部改定
2007年 5月13日	一部改定
2008年 5月18日	一部改定
2008年11月 8日	一部改定
2013年11月24日	一部改定
2014年 7月20日	一部改定
2016年 7月10日	一部改定
2017年 5月21日	一部改定
2018年 7月16日	一部改定
2021年 2月14日	一部改定

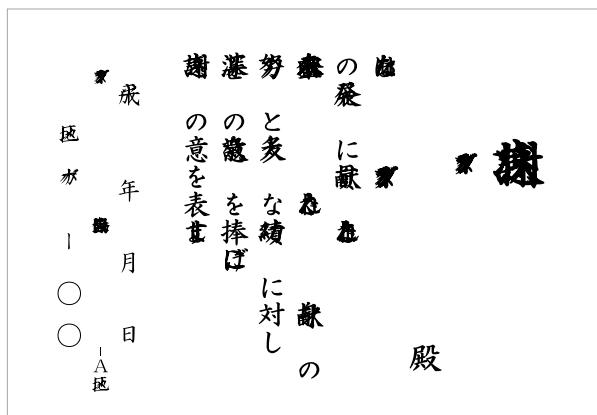
No.6

慶弔規定

1. この規定は336-A地区キャビネット構成員の結婚、あるいは死亡、または事故等に対して慶弔の意を表し、慰問をし、もって相互の信頼の絆とすることを目的とする。
2. 前項の規定中、キャビネット構成員等(以下役員という)とは、地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー、前地区ガバナー、元地区ガバナー、キャビネット幹事・会計、RC、ZC、地区コーディネーター、地区委員長、各委員、監査委員、並びにキャビネット副幹事・副会計をいう。
3. この規定に定められた事項は、地区ガバナーがこれを実施する。
4. 役員が結婚したときは、20,000円の祝い金を贈る。
5. 役員が死亡したときは弔詞並びに弔慰金20,000円又はその金額相当の供物を贈る。
6. 役員が不慮の災害を受けたときは見舞金10,000円又はその金額相当の見舞品を贈る。
7. 役員が疾病又は傷害のため引続き2週間以上の入院又は自宅療養を必要と認められたときは、見舞金10,000円又はその金額相当の見舞品を贈る。
8. 物故された会員には、弔慰金10,000円またはその金額相当の供物を贈る。あわせてその功績を称え、地区ガバナーより感謝状を贈る。尚、2人目以降の家族会員には感謝状のみを贈る。
9. 感謝状はあらかじめゾーン・チェアパーソンに5枚ずつ年頭初に預けておく。感謝状の額縁はクラブが負担する。
10. ゾーン・チェアパーソンは、ガバナー代理として葬儀の際に感謝状を遺族に手渡す。
ゾーン・チェアパーソンが葬儀に参列できない時はリジョン・チェアパーソンが代行する。
11. クラブ事務局の災害(火災・水害)に対して、見舞金を贈ることが出来る。

1991年7月 1日 制 定
 1995年7月23日 一部改定
 2001年3月11日 一部改定
 2003年3月23日 一部改定
 2005年7月10日 一部改定
 2009年7月26日 一部改定
 2010年7月25日 一部改定
 2013年7月21日 一部改定
 2014年7月20日 一部改定
 2016年7月10日 一部改定

(文例)



No.7

旅費・宿泊規定(案)

	役員		事務職員	
交通費	航空機	実費	航空機	実費
	列車	実費	列車	実費
	バス	実費	バス	実費
	船舶	実費	船舶	実費
宿泊費	10,000円 但し、 政令指定都市 15,000円		就業規定に準ずる	
交通 通信費	1,000円		就業規定に準ずる	
日当			就業規定に準ずる	

1. 本規定の適用については、最短の交通機関料金を持って算出する。
2. サービス料は宿泊料に含むものとする。
3. 事務職員についてはキャビネットの会計の中で支払う。

2023年7月30日 一部改正

No.8

地区キャビネット構成員(MD会則17条)及び
委員(18条)の活動費配分方法

地区役員の活動費は下記の要領により配分する。

1. RC活動費

総額を3等分し、それぞれを加算した額とする。

- ①均等割金
- ②ゾーン数割金
- ③クラブ割金

2. ZC活動費

総額を2等分し、それぞれを加算した額とする。

- ①均等割金
- ②クラブ数割金

3. 委員長活動費(5常設委員長)

- ①均等割金

4. 委員活動費

- ①GAT・GMA・会則委員会
- ②MC・ライオンズ情報・地区編集委員会
- ③青少年・LCIF・ライオンズクエスト委員会
- ④環境保全・保健福祉
- ⑤YCE・国際関係・ライオンズレオ委員会

5常設委員会については、総額を下記の項目に3等分し、2と3については、336-A地区ゾーン数、クラブ数により按分した額を合計した額とする。

総額を3等分し、それぞれを加算した額とする。

1. 均等割金
2. ゾーン数割金
3. クラブ数割金

(但し、地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー、キャビネット幹事・会計、副幹事、コーディネーター及び常設5委員会以外の委員長・副委員長は除く)

1994年	7月24日	制 定
1996年	7月20日	改 定
1997年	4月20日	改 定
1999年	3月14日	改 定
1999年	11月14日	改 定
2001年	3月11日	改 定
2001年	7月21日	改 定
2010年	7月25日	改 定
2013年	7月21日	改 定
2014年	7月20日	改 定
2015年	7月19日	改 定
2016年	7月10日	改 定
2017年	11月20日	改 定

No.9

役員活動費及び諸会議分担について

役員活動費が支給される地区役員(RC、ZC、委員長)及び委員の活動に関し、その経費を役員活動費より支給されるものと、キャビネット経費負担(一般会計または、特別会計により支出)によるものとは、下記により区別する。

記

地区役員及び委員が、その職責を遂行するための336-A地区内の活動諸経費は、次の特例を除き、役員活動費より支出するものとする。

特 例

(1) 地区キャビネット会議への出席旅費

- ・旅費交通費は、一般会計より支給する。
- ・登録料は、自己負担(役員活動費充当)とする。

(2) YCE委員長及び委員の来日ユースまたは派遣ユースのための諸行事参加経費

- ・リジョン外の場合の経費(旅費含む)はYCE活動費より支出する(リジョン内の場合は自己負担とする)。

(3) 講師としての旅費及び登録料

- ・一般会計より支給する。

(4) RC・ZC・各委員長の主催する会議経費

- ・あらかじめ、計画書を提出して地区ガバナーの承認を得たものは、それぞれRC活動費、ZC活動費、委員長活動費から支弁する。

(5) リジョン内において地区役員及び委員が、実施する各クラブ委員長対象セミナーはクラブの負担とする。

(注)活動費が支給される地区委員及び委員が主催する会議は、議事録を地区キャビネット幹事宛て、提出すること。

*報告様式は、「次期地区役員・委員活動資料」を参照

以上

No.10

地区ガバナー立候補者届出規則

1. ライオンズクラブ国際協会336-A地区における地区ガバナー・第一副地区ガバナー・第二副地区ガバナー(以下「地区ガバナー等」という)候補者の立候補届出は、この規則による。
2. 地区ガバナー候補者等の資格は国際会則付則第9条4項に定められているとおりで、その他の資格要件を付することはできない。
3. 候補者の所属クラブは、候補者本人の申し出を受け、その資格を確認のうえクラブ理事会及び例会の推薦決議を得て、立候補届出を行うものとする。
但しこの方法に依らない場合は国際会則付則第9条4項(b)に定める他の方法を得て届出する。
4. 立候補届出は別紙様式による候補者本人の届出書(別紙1)に必要な推薦状(別紙2)を付して、336-A地区キャビネット事務局宛に候補者本人又は推薦クラブが送付あるいは持参する。
5. 立候補届出の締切は毎年度1月15日午後5時とする。
但し、この届出書は336-A地区第3回キャビネット会議において資格審査のうえ正式に受理される。
6. この規則の改廃はキャビネット会議の議決をもって行われる。

1992年7月 1日 制 定
1995年5月21日 一部制定
2003年5月11日 一部制定
2024年2月4日 一部改訂

No.11

ライオンズクラブ国際協会336-A 地区名誉顧問会 内規

1. 目的

336-A 地区に複合地区会則第21条による地区名誉顧問会を設ける。地区名誉顧問会は地区ガバナーの諮問に応え地区運営の円滑化を図る。

2. 構成

(1)構成員

地区ガバナーより任命された地区名誉顧問を以って構成する。

(2)議長

地区名誉顧問会議長には複合地区会則第20条により主として前地区ガバナーを任命する。前地区ガバナーに支障のある場合は直近の元地区ガバナーを任命する。

地区名誉顧問会議長は複合地区会則第16条によりキャビネット構成員となる。

(3)地区特別名誉顧問

地区ガバナーは元国際理事を地区特別名誉顧問に委嘱し、地区運営の助言を求めることができる

3. 任務

主として次の事項に関し地区ガバナーの諮問に応える。

(1)地区内の調和を図る事項。

(2)国際協会の方針を推進する事項。

(3)地区運営を推進する事項。

(4)地区的長期計画を推進する事項。

(5)その他地区ガバナーが要請する事項。

4. 運営

(1)会議

イ) 地区ガバナーの要請により議長が招集し、主宰する。

ロ) 会議は年4回地区キャビネット会議に先立って、地区名誉顧問会議を開催する他、必要により臨時に会議を開催することがある。

ハ) 出席者は地区名誉顧問、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、および地区ガバナーの要請する者。

二) 議長は議事録を作成し、地区ガバナーに報告すると共に必要な事項はキャビネット会議に報告する。

(2)経費

運営に要する経費は、地区一般会計収支予算に計上する。

(3)その他

上記のほか必要な事項はキャビネット幹事が措置する。

5. 内規の改廃

本内規の改廃は地区名誉顧問会議の議決による。

2009年7月25日	制定・施行
2014年7月20日	一部改訂
2023年7月30日	全部改定
2024年7月6日	一部改訂

No.12

国際理事・ガバナー協議会議長 及び
地区ガバナー立候補予定者 推薦・選挙管理委員会 規約

1)(委員会の目的及び名称)

国際理事・ガバナー協議会議長および地区ガバナー候補者の人選・調整にあたり地区ガバナーの諮問委員会として「国際理事・ガバナー協議会議長及び地区ガバナー立候補予定者推薦・選挙管理委員会」(以下、「管理委員会」という。)を設け、本規約を制定する。

第1副地区ガバナーおよび第2副地区ガバナー候補者の人選・調整についても本規約に準拠する。

2)(委員会の所在と招集)

管理委員会は地区キャビネット事務局に置き、地区ガバナーの諮問を受け委員長が招集する。

3)(委員会委員・委員長)

管理委員会の委員は地区名誉顧問会を構成する元地区ガバナーより地区ガバナーが委嘱する。原則、愛媛・香川・高知・徳島の各県より1名の合計4名とし、互選で委員長を選任する。委員長欠席の場合、参加した委員が都度委員長代理を互選する。

4)(委員会委員の任期)

管理委員会の委員任期は原則ガバナー任期と同じとする。

但し、再任についてはこれを妨げない。

5)(届出)

国際理事、ガバナー協議会議長及び地区ガバナー立候補予定者は、立候補予定者の所属クラブ推薦状・立候補予定者略歴・候補者資格条件および立候補予定者所信を整え、所属リジョンのリジョン・チェパーソンを経由して、当該年度年次大会前年の9月末日までに管理委員会に届けるものとする。

6)候補者が複数の場合、地区ガバナーの訪問を受け、管理委員会は、各県のバランスを考慮し、立候補予定者のなかから候補者を推薦、12月までに地区ガバナーに諮問する。

7)リジョン内で複数の場合は、「地区ガバナー候補者並びに副地区ガバナー候補者の推薦手続き規則」を採用する。

8)本規約の改廃は、キャビネット会議の議決による。

制定 2018年 7月16日
 改訂 2023年 2月 5日
 一部改訂 2024年 2月4日

No.13

次年度キャビネット開設に伴う貸付金に関する規定

本規定は、第1副地区ガバナーが「336-A 地区特別資金積立金会計」により次年度地区キャビネット設置準備の為に借入を希望する場合の手順を定めたものである。

- 1, 貸付限度額は、1000万円とする。
- 2, 借り入れを希望する第一副地区ガバナーは地区特別資金積立金会計管理委員会に書面で借入の申請し、その承認を受ける。
- 3, 地区ガバナーは、4月開催の地区年次大会において借入れの申請をした第一副地区ガバナーが、地区ガバナーエレクトに当選後、地区ガバナーエレクトが指定する銀行預金口座に振り込む方法で支払う。
- 4, 地区ガバナーエレクトは、受領を確認した後、速やかに借り受けた金額、借受日を記載した借受証明書を地区ガバナーに送付する。
- 5, 地区特別資金積立金会計管理委員会を代表し地区ガバナーは、第4回地区名誉顧問会議において借入証明書を提示するなどして、貸付けの状況を報告し、その承認を得る。
- 6, 地区ガバナーエレクトは地区ガバナーに就任後、就任年度の3月限り貸付金の全額を336A地区特別資金積立金口座に振り込む方法で弁済し、弁済後速やかに地区名誉顧問会議長にその報告をする。提出された借入証明書は返金が確認された後返却する。

2020年7月11日制定
2022年2月6日一部改訂

No.14

複合分割検討委員会規約

(目的)

第1条 ライオンズクラブ国際協会336-A地区発展のため、現在の336複合地区での336-A地区のあり方を考察し、今後の336-A地区が進むべき道を研究し、地区キャビネットに対して進言する。

(委員会)

第2条 本委員会は地区名誉顧問を委員として、委員長1名、副委員長若干名から構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし7月1日から翌年6月末日までとする。

(選任)

第4条 委員長、副委員長の選任は委員の互選とする

(召集)

第5条 委員会の招集は委員長が必要と認めるとき、または委員の3分の1の要請があつた場合に開催する。

(議事録)

第6条 委員長は開催された委員会の議事録を作成し、地区キャビネットに報告しなければならない。

(会計)

第7条 本委員会の運営に係る会計は336-A地区特別資金積立金会計より支出する。

(改廃)

第8条 本規約の改廃はキャビネット会議の議決をもって行われる。

2024年2月4日制定

別紙1

20 ~ 20 年度 336-A地区
地区ガバナー(第1・第2副地区ガバナー)立候補届出書

ライオンズクラブ国際協会 336-A地区

地区ガバナー 殿			
整理No.		届出年月日	年 月 日
リジョン	ゾーン	ライオンズクラブ	
氏名			
生年月日	年 月 日 生 (歳)		
住所	〒		
電話・FAX	TEL:	FAX:	
ライオン歴			
学歴			
家族			
公職・受位・受賞・罰			
現在勤務している法人・団体などの内容			
私儀、ライオンズクラブ国際協会336-A地区20 ~20 年度地区ガバナー(第1・第2副地区ガバナー)として立候補致したく、クラブ推薦状を添え上記の通り届出いたします。			
<u>20 年 月 日</u>		<u>ライオンズクラブ</u> 署名 <u>印</u>	

別紙2

20 年 月 日

地区ガバナー候補者推薦状

20 ~ 20 年度336-A地区ガバナーの候補者として、
当クラブ会員 _____ を推薦致します。

____リジョン____ゾーン _____ ライオンズクラブ

会長 署名 _____ 印

幹事 署名 _____ 印

会計 署名 _____ 印

地区ガバナー立候補者 氏名(ふりがな)	
自宅住所	〒
勤務先	
役職	
勤務先所在地	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

キャビネット幹事 予定者氏名(ふりがな)	
自宅住所	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

キャビネット会計 予定者氏名(ふりがな)	
自宅住所	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ



ライオンズクラブ国際協会336-A地区
キヤビネット事務局